

別表第 1 (禁止区域)

区域の名称等
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域
建設省砂防課長通達（昭和 41 年 10 月 14 日）により指定された急傾斜地崩壊危険箇所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項の廃棄物が、不法に投棄又は残置されている区域
砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により指定された土地